

県外産業廃棄物の市内最終処分協議書

(宛先)
大津市長

住 所
排出事業者 氏 名
電話番号
〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

大津市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第3条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議します。

排 出 事 業 場	名 称				
	所 在 地				
	産業廃棄物管理責任者の氏名				
発 注 者 (排出事業場が建設工事現場である場合に限る。)	氏名又は名称				
	住所又は事業所の所在地				
	代表者(法人の場合に限る。)				
県内で中間処理をする産業廃棄物	種 類				
	数量(単位)	()	()	()	()
	石綿含有産業廃棄物の有無	1 石綿含有産業廃棄物を含む 2 石綿含有産業廃棄物を含まない			
県内で中間処理を行う期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
市 内 最 終 処 分 の 受 託 者	産業廃棄物 収集・運搬 業者	氏名又は名称			
		住所又は事業所の所在地			
		代表者(法人の場合に限る。)			
		許 可 番 号	市内		市外
	産業廃棄物 処分業者	氏名又は名称			
		住所又は事業所の所在地			
		代表者(法人の場合に限る。)			
		許 可 番 号			
中間処理を行う 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	名 称				
	所 在 地				
	処 分 の 方 法				
県内で中間処理を行おうとする理由		1 近隣に適切な処分場がないため 2 価格が安価であるため 3 収集運搬業者から紹介を受けたため 4 その他 ()			
最終処分を行う産 業廃棄物処理施設	名 称				
	所 在 地				
	処 分 の 方 法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型			
市内で最終処分を行おうとする理由		1 近隣に適切な処分場がないため 2 価格が安価であるため 3 収集運搬業者から紹介を受けたため 4 その他 ()			

受 付 印

- 1 運搬先の産業廃棄物処理施設が複数の場合は、産業廃棄物処理施設ごとに協議書を提出すること。
- 2 産業廃棄物収集・運搬業者が複数の場合は、別紙に記載すること。
- 3 県内で中間処理を自ら行おうとする場合は、その旨を市内中間処理の受託者欄に記載すること。
- 4 県内で中間処理をする産業廃棄物の数量は、 m^3 、t、kg、klのうち該当するものを記載すること。
- 5 県内で中間処理をする産業廃棄物が混合廃棄物である場合は、その内訳を記載すること。
- 6 該当するものに○を付けること。